

死亡者の救急活動記録の情報提供に関する要綱

〔 令和5年5月29日
消 防 長 決 裁 〕

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市消防本部が保有する救急活動記録のうち、死亡者に関する個人情報の提供の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護するとともに、救急業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(救急活動記録)

第2条 この要綱に定める救急活動記録とは、秋田市消防救急業務規程運用内規第5条第1項第2号から4号に定める救急活動記録票等および秋田市消防本部救急隊観察情報、心電図モニター記録とする。

(情報提供の範囲および方法)

第3条 情報提供の範囲は、救急活動記録の死亡者の個人情報のみとする。

2 情報提供の方法は、次に掲げるいずれかとする。

- (1) 閲覧
- (2) 写しの交付

(申請者)

第4条 死亡者に関する個人情報の提供を申請できる者（以下「申請者」という）は、次に掲げる者とする。

- (1) 死亡者の遺族（配偶者および二親等までの血族）
- (2) 前号に該当する者がいない場合は、甥や姪など近親の血族、その他正当な理由があると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者が未成年者又は成年被後見人である場合の法定代理人

- 2 前項の申請者が直接申請することができない場合は、委任を受けた代理人（以下「任意代理人」という）が前項の申請者に代わって申請することができる。

（情報提供の手続）

第5条 消防署長は、申請者から様式第1号による情報提供申請書の提出があったときは、次に掲げる書類等の提示を求めるものとし、その詳細は別紙のとおりとする。

なお、第6号の委任状については提出に限る。

- (1) 申請者本人であることを確認できる書類等
- (2) 死亡していることを確認できる書類等
- (3) 申請者が前条第1項第1号に掲げる者の場合は、死亡者と申請者の続柄を確認できる書類等
- (4) 申請者が前条第1項第2号に掲げる者の場合は、死亡者と申請者の続柄又は関係を確認できる書類等
- (5) 申請者が前条第1項第3号に掲げる者の場合は、法定代理人であることを確認できる書類等
- (6) 前条第2項に基づき任意代理人が申請を行う場合は、任意代理人であることを確認できる書類等および様式第2号による委任状

（情報提供の決定）

第6条 消防署長は、情報提供の全部又は一部を決定したときは、申請者に対し、様式第3号による情報提供決定通知書を通知するものとする。

- 2 消防署長は、救急活動記録の情報提供を行わないことを決定したときは、申請者に対し、様式第4号による情報非提供決定通知書を通知するものとする。

（情報非提供の事由）

第7条 前条第2項の事由は次に掲げる場合とする。

- (1) 死亡者の名誉等を損なうおそれがあるとき
- (2) 死亡者および申請者以外の個人の権利利益を損なうおそれがあると

き

(3) 前各号のほか、救急活動記録の情報提供を不当とする相当な事由が存在するとき

(情報提供の説明)

第8条 消防署長は、情報提供した救急活動記録の内容について説明を求められた場合は、それに応じるものとする。

(費用等)

第9条 救急活動記録の写しの交付を求められた場合は、当該写しの作成に要する費用を申請者に求めるものとする。費用額は、秋田市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和4年12月21日秋田市規則第33号）別表のとおりとする。

なお、費用徴収事務は救急課において行うものとする。

(対応窓口)

第10条 情報提供に関する対応は、原則として救急活動記録を作成した消防署で行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。